

学生・教職員各位

学 長

新型コロナウイルス感染症の感染被害抑止のために

新型コロナウイルス感染拡大に鑑み、学生・教職員の安全確保と学内外への感染被害抑止を最優先に、当面の間の対応方針を以下のとおり定めました。なお、新型コロナウイルスに関する情報は、日々状況が変化していくため、それに応じて対応方針も更新していくので、御確認をお願いします。

1 感染予防について

- (1) 手洗い・うがいを徹底するとともに、必要に応じて手の消毒等も行う。
- (2) マスク等の咳エチケットを徹底するとともに、できるだけ人混みを避ける。
- (3) 意識して、手で眼、鼻、口等に触れないようにする。
※咳やくしゃみをおさえた手で触ったドアノブ等にウイルスが付着し、それを触った手で眼、鼻、口に触れることにより粘膜から感染する可能性があるため、上記を徹底すること。

2 健康管理について

以下の指針に従い、自身の健康管理を行う。なお、該当事項が生じた場合には、学生は学務グループに、教員は所属学科長及び事務部長、事務職員は事務部長に連絡し、就学・就業上の判断を仰ぐこと。

- (1) 毎朝の検温を実施し、自身の体調の把握に努めること。
- (2) 風邪や発熱などの軽い症状が現れた場合は、授業や仕事を休み、外出を控え自宅で療養すること。また、毎日体温を測定し記録すること。
- (3) 次の症状のいずれかが現れた場合は、「健康管理センター」に相談し、指示を仰ぐこと。
ア 風邪のような症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。
イ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。
ウ 味覚・臭覚の障害が疑われること。
- (4) 症状の有無にかかわらず、次に該当する場合も、「健康管理センター」に相談し、指示を仰ぐこと。

ア 新型コロナウイルス感染症と確定した者と接触した。

イ 新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者を診察・看護・介護・同居した。

※抵抗力を高めるためには、十分な睡眠と適度な運動、バランスの取れた食事が有効です。

<相談先>

● 浜松学院大学健康管理センター 053-450-7000、内線 105

n-hoken@hgu.ac.jp

● (平日・夜間・祝日・休日) 浜松市保健所 053-453-6118

(※夜間休日等に「浜松市保健所、帰国者・接触者相談センター」に相談した場合は、必ず健康管理センターまで連絡をお願いします。)

3 授業等について

- (1) 座席は1席分以上開けて着席すること。
- (2) 教室・体育館内の換気をおこなうこと。(授業中のマスクの着用を推奨します。)
- (3) 共用の器具等を使用する際には、その前後で手洗いや手の消毒を実施すること。また、必要に応じて器具等の消毒を実施すること。

4 学食利用について

- (1) 食事前に、手指の手洗い・消毒を必ず行うこと。
- (2) 食事の際には、他者との間隔をあけること。
ア 食堂の丸テーブルを利用する場合は、3人以上で利用しないでください。
イ 第1食堂・第2食堂以外の学生ラウンジ及び、空き教室等の利用を許可しますが、1席分以上の間隔をあけること。
- (3) 衛生管理の観点から、食事のゴミは必ず各自処分すること。